

にほんばし

かわら版

「水道橋駿河台」
すとうばしするがだい

急流を登った鯉は竜になる。中国の故事「登竜門」に由来する「鯉の滝のぼり」の言い伝えから、男子の健やかな成長と立身出世の願いが込められ、鯉のほりを飾る風習が江戸庶民の間で広まったという。画面いっぱいの威勢のよい鯉のほりの向こうに、水道橋越しに見た駿河台の端午の節句の風景が描かれている。



広重「名所江戸百景」共同通信刊

日本橋法人会における インボイス制度の取り扱いについて

公益社団法人日本橋法人会は、消費税法上の免税事業者に該当するため、インボイス制度に係わる**適格請求書発行事業者の登録は行っていません。**

当会へお納めになられた会費等の取り扱いについては、以下の通りとなりますので、ご了承をお願いいたします。

消費税の取り扱いの詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

- ・通常期費 課税対象外
- ・研修等の都度お納めになる参加費等 課税対象(仕入れ税額控除不可(※))

※なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの参加費等 …… 80%控除可能
- 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの参加費等 …… 50%控除可能

目 次

第13回通常総会を開催	3
法人会からのお知らせ	5
インボイスの変更の原因は電子帳簿保存法にあった!	6
さくら中央税理士法人 税理士 安田信彦	
にほんばしうまいものめぐり	10
元佐渡ヶ獄部屋力士の店主が作るちゃんこ鍋とふぐ料理のお店「元淳」	
Z世代の価値観と若手採用で大切なこと	11
(株)ジェイック 取締役 古庄 拓	
日本橋税務署からのお知らせ	12
中央都税事務所からのお知らせ	13
中央区役所からのお知らせ	14
税金クイズ	16
決算法人説明会のご案内・申込方法が変わりました! ..	17
法人会今後の予定・編集後記	18



公益社団法人日本橋法人会

第13回通常総会を開催

去る、6月6日(木)13時30分より、東実健保会館大ホールに於いて、第13回通常総会が開催されました。大島副会長による開会の辞、三田会長の挨拶に続き、定足数の報告がなされ、会員数2,693社中、出席数は委任状含み1,571社として本総会が適法に成立している旨の報告がなされ、三田会長を議長として各議案を上申し、全議案、原案通り満場一致で可決されました。

第二部では中央区の吉田不曇副区長に「中央区(日本橋)のこれからの街づくり」と題してご講演いただき、盛会裏に終会しました。

第一部 通常総会風景



三田会長のご挨拶



開会の辞を述べる大島副会長



議長を務める三田会長



松本総務委員長による2023年度事業報告



八代副会長による2023年度決算報告



青木監事による監査報告



梶原日本橋税務署長に祝辞を賜る



閉会の辞を述べる相川副会長

第二部 講演会風景



司会：金井総務副委員長



講師：吉田不曇副区長



会場風景

是非、この機会に会員専用ページにご登録ください！
役立つ情報や、お得な情報をゲットしよう！

日本橋法人会報「にほんばしかわら版」が 電子書籍でもお読みいただけます！！

日本橋法人会では、会員様のご要望にお応えし、また、当会でも取り組んでいるSDGs活動の一環である森林減少抑制と環境保全のため、紙媒体ではなく電子書籍でも会報をお読みいただけるようになりました！

電子書籍の場合…

- ♪ 会報・研修会等の情報が更に早く入手可能！
- ♪ なんと発刊第一号から最新号までいつでも閲覧可能！
- ♪ スペースパフォーマンスも上がる！

今後、日本橋法人会報「にほんばしかわら版」を電子書籍で閲覧希望の場合、下記にご記入の上、HP又はFAXにてお申し込みください。
(FAX 03-3663-3307)

日本橋法人会報「にほんばしかわら版」を

電子書籍で閲覧を希望する

法人名 _____

住所 _____

TEL _____

担当部署・担当者名 _____

◇電子書籍で閲覧方法

当会HPの会員専用サイトにご登録の上、会員専用サイトの「会報ライブラリー」からお読みください。

以後、紙媒体の会報の発送は致しませんが、お入用の場合、適宜発送致しますので事務局にご連絡ください。



日本橋法人会 HP



会員専用ページ

インボイスの変更の原因は 電子帳簿保存法にあった！

さくら中央税理士法人 税理士 安田 信彦

2023年10月からスタートしたインボイス制度、2024年4月で、施行後半年がたちました。その間にインボイスのルールが色々変更されています。今回はその変更内容について書いていこうと思います。インボイス制度はすでにご存じだと思いますので、ここでは割愛致します。どうしてインボイスのルールが最近立て続けに変わっているのかというと、その大きな理由の一つは、電子帳簿保存法が変わったからです。変わったといっても特に条文が変更されたのではなく、電子帳簿保存法の解釈が変更され国税庁の指導が変更されたということです。

電子帳簿保存法概略

まず、電子帳簿保存法の概略を説明します。

電子帳簿保存法の主な保存方法は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存の3種類に分けられます。

- ① 電子帳簿等保存は、「電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存」することです。具体的にいうと、自分が会計ソフト等で作成した帳簿や決算関係書類などを「電子データのままで保存」することを指します。
- ② スキャナ保存は、「紙で受領・作成した書類を画像データで保存」することです。具体的にいうと、相手から受け取った請求書や領収書などをスキャニングして保存することです。
- ③ 電子取引データ保存は、「電子的に授受した取引情報をデータで保存」することです。具体的にいうと、領収書や請求書などの書類を紙でやりとりしていた場合にはその紙を保存し、書類をデータでやりとりした場合には「電子取引」に該当しますのでそのデータそのものを保存しなければならないというものです。

そして、2024年1月からは、上記③の「電子取引は電子で保存しなければならない」と義務化されました。

内容としては、

○ネットやメールでやりとりしている注文書・契約書・送り状・見積書・請求書・領収書・レシート等々や

○アマゾン・楽天といったECサイトで物を購入したり、

○サブスクリプション（サブスクリプションとは「定期購読、継続購入」を意味し、商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うビジネスモデルを指します）に加入して仕事をする取引などは、電子取引なので電子で保存しなければならない。というルールのことです。インボイスも同様に「電子のインボイスは電子データとして保存しなければならない」というルールです。

電子帳簿保存法の原則ルール
電子取引データ7年間保存（法人で一定の場合は10年間保存）
方 法
サイトからダウンロードして保存しておく 必要がある⇒ファイルサーバ・クラウド等
ECサイトでの領収書・請求書データ
ログイン出来⇒注文履歴やマイページなどで領収書等が確認できる
変 更
サイトからダウンロードして保存しなくてOK (注) 検索要件必要⇒必要のない場合もある (注) 贈与措置の再確認
前々年の売上5,000万円以下
電子取引データについてはサイトからダウンロードして、保存しておかなくてもOK サイトに登録し、いつでもログインできる状態にしておく

図1

「電子取引」の保存方法

変更前は電子帳簿保存法によって電子取引データは最低7年間（法人で一定の場合は10年間）保存する必要があるのですが、しっかりと自分のパソコンにダウンロード保存して、それをクラウドサーバーにアップしたり、自社のファイルサーバーに保管したり、どこかにバックアップしたりということが必要でした。それが**変更後**はECサイト上の領収書・請求書・インボイス等のようなデータについて、マイページとか注文履歴でいつでも確認したり、見ることが出来たり、ダウンロードできるのであれば、ダウンロード保存はわざわざしなくてOKですよと変更されました。ただし、**原則**はそのECサイトが電子帳簿保存法の検索要件である日付・金額・取引先で検索できることが必須です（図2の1原則）。

ECサイト検索要件の緩和

アマゾンビジネスであれば購買データが色々検索出来るのですが、一般（ビジネスでない以下同じ）のアマゾンの場合だと過去20年間遡ることは出来ても、金額での検索は難しいです。楽天もショップごとの検索は出来ますが、同じく金額での検索が難しく、この検索要件をクリアすることが難題でした。しかしこの検索要件が緩和され相当の理由があれば検索機能がなくてもOK（猶予措置（図2の2））という方法が出来ました。電子データを消さずに保存しつつそのデータをプリントアウトし紙で出力して保存しておけば良いという方法です。この相当の理由は「人手不足」とか「資金不足」とか幅広い理由がOK

です。ほとんどの中小企業で使えると思います。売上・仕入に関しては原則通りの電子帳簿保存法にて対応し、経費関係は相当の理由により全部紙で出力するという事も可能です。図2の3の例外措置を使えば改ざん防止策（訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定する）は必要になりますが、紙で整理をしておけば検索機能は必要ないので、一般のアマゾンや楽天もダウンロードして保存しなくてもOKです。さらに、図2の4の売上5,000万円以下の会社や個人事業主の場合は検索がそもそも必要ないので、一般のアマゾンや楽天などのECサイトのデータもダウンロード保存しなくてもOKということになります。

電子取引保存要件	
1	原則 ①検索可能②改ざん防止策必要
特例	
2	猶予措置-相当の理由（資金・人手不足） ①検索可能→必要なし ②改ざん防止策→必要なし 出力簿面の保存・ダウンロードの求めに応じる
3	例外措置-すべての事業者 ①検索可能→必要なし ②改ざん防止策→④必要
4	前々年の売上5,000万円以下 ①検索可能→必要なし ②改ざん防止策→④必要 ダウンロードの求めに応じる

図2

今までの情報をまとめますと、ECサイトの検索についてはマイページとか注文履歴に検索機能がなくても、売上5000万円以下・例外措置・猶予措置等を使えば、わざわざ一件一件ダウンロード保存しなくてもOKと要件が緩和されました。もちろん、ECサイトの保存期間が一年や二年で消えてしまったらダメということにはなりません。データは紙の資料と同様に7年間（法人で一定の場合は10年間）保存がルールです。そして、しっかりとログインが出来・素早く確認できることが必要です。後述します高速道路代でもETCサイトにログイン出来れば、わざわざデータをダウンロード保存しなくてもOKです。インターネットバンキングもダウンロードが必要なくなったのはこの電子帳簿保存法のルール変更が行われたためです。普段から各サイトにログイン出来る状態にしておくということが重要になります。

インボイスの変更

このように電子帳簿保存法の保存・検索要件が緩和されたことがインボイスの変更にもつながっています。



ここで問題です。

問題 自動販売機で140円のジュースを購入しました。当然、インボイス発行されませんが、消費税法の仕入税額控除が出来る方法はありますか？有る場合は○、無い場合は×。さてどちらでしょうか？

正解 ○です。自動販売機特例（図3の（1））で3万円未満ならインボイスがなくても、消費税法の仕入税額控除が出来るからです。この特例には自動販売機のほかATMやコインロッカー、コインランドリー等が該当します。この特例の適用要件としては当初

は帳簿に業者の住所・自動販売機の設置場所等を記載する必要がありましたが、現在はその帳簿への記載は必要ない（2023年10月1日にさかのぼって）と変更になりました。この変更は電子帳簿保存法の影響ではなく、多くの納税者の意見が要因になったのではないかと思います。

インボイス特例の種類	
インボイスが無くても消費税の仕入税額控除が出来る	
方法	
帳簿に日付、金額、相手先の記載が必要 例えば鉄道・バス・船舶等の公共交通機関の切符等で3万円未満のものなど	
(1) 自動販売機特例	
対象：一般の自動販売機・コインロッカー・ATM等	金額：3万円未満
注意：帳簿に事業者の住所等の記載が必要	
(2) 公共交通機関特例	
対象：鉄道・バス・船舶に限る+飛行機・タクシー・レンタカー・高速道路等は対象外	金額：3万円未満
注意：金額の判定は1回の取引金額により判定し、分割して3万円未満になっても×	
(3) 出張旅費規程	
対象：日当・旅費・宿泊費・通勤手当	金額：金額基準は無いが範囲に注意！
注意：従業員等への支給。仕入税額控除にインボイスは必要ないが、他の税法に注意！	

図3

この他インボイスの特例関係は図3にある通りですが、この特例というのはインボイスがなくても、消費税法上の経費仕入税額控除が使えるものです。この特例を使うためには、帳簿に日付、内容、金額、相手先を記載する必要があります。

例えば公共交通機関特例（図3の（2））というのがあります。これは『鉄道、バス、船舶に限って乗車券など一回の取引あたりの税込価格が3万円未満の取引で帳簿に「3万円未満の鉄道料金特例適用分」などと書けばインボイスが無くてもOK』というルールです。3万円未満ではその都度領収書をお願いすることが特例が出来た趣旨です。他に、出張旅費特例（図3の（3））がありますが、（1）以外の特例は変更がないので（2）（3）は従来通りに帳簿への記載が必要です。

次に以前の私の講演のときに皆さんに出題した問題で変更になったものを紹介します。

問題 高速道路のETC料金2,000円はクレジットカードで決済されますが、この場合例外的にクレジットカード利用明細がインボイスの代わりになる。○か×か？さて、答えは○でしょうか×でしょうか？

図4

正解 ○です。クレジットカード利用明細は図4のような書類です。以前の講演時の正解は×でした。

なぜでしょうか？先にご紹介しました公共交通機関特例というのは電車、バス、船舶のみということになっているため、高速道路代は特例の適用がありませんので、ETC料金は上記図3（2）の公共交通機関特例に該当しません。よってインボイスが絶対必要ということになります。Tから始まる13桁が書いて無いクレジットカード利用明細というのはインボイスではありません。インボイス対応の書類を取得するためには、ETC利用照会サービスというウェブサイトに登録してログインし利用証明書（図4）を取得保存する必要があります。それがインボイスになります。毎回これをダウンロードして下

が絶対必要ということになります。Tから始まる13桁が書いて無いクレジットカード利用明細というのはインボイスではありません。インボイス対応の書類を取得するためには、ETC利用照会サービスというウェブサイトに登録してログインし利用証明書（図4）を取得保存する必要があります。それがインボイスになります。毎回これをダウンロードして下



さればOKというのが当初のルールでしたので、このクレジットカード明細がインボイスなるという問題の解答は×でした。その後、すぐにルールの変更が行われました。「インボイスである利用証明書は最初の一回だけ取得すればOK」で、二回目以降はクレジットカード利用明細をインボイス代わりにしても良いということになりました。一回サイトに登録してログイン出来るようにしておけば、その高速道路会社（NEXCO等）はインボイスに登録していることがわかるので、その後に繰り返し利用する高速道路会社はクレジットカードの利用明細だけでOKということです。よって変更後はこの問題の正解は○になったということになります。この変更理由も、前半に書いた通り電子帳簿保存法の保存・検索要件が緩和されたことによるものです。



図5

次に金融機関の手数料についての変更をご紹介します。振込手数料・入出金手数料は消費税が課税されますが、これらも原則インボイスが全て必要です。振込のたびに窓口で振込手数料のインボイスをもらうのが原則でしたが、現在はその銀行から任意で一回だけインボイスを取得すればOKとなり、こちらも二回目以降は通帳や入出金明細があれば、全部インボイスありとして消費税法上の経費にして良い（＝仕入税額控除出来ます）というように変更になりました。その後、さらに緩和され、図5（ウェブで取得しました）のような「インボイスが始まります。当行のインボイス番号はこの番号です。」という案内文等の保存でもOKに変わりました。またインターネットバンキングで普段取引する場合に従来はインボイスを全件ダウンロードして保存する必要があったのですが、現在はこちらもオンラインでインボイスの内容が確認できればOKです。インターネットバンキングはオンラインで操作したときインボイス番号が記載された取引履歴明細証明書等の書類が出ますので、それらの書類がいつでも出力出来る状態であれば、普段からダウンロード保存しなくてもOKということです。この変更についても電子帳簿保存法の解釈の変更によるものです。

このように電子帳簿保存法の保存・検索要件が緩和されたことがインボイスの変更に大きな影響を与えたことを紹介させて頂きました。

最後に

行政だけでなく私たちの経済環境もデジタル化が進んできます。デジタルは苦手とは言えなくなってきています。積極的にデジタルを業務に取り入れていく必要があります。税理士は皆さんの業務内容や経理処理の方法を一番知っているアドバイザーです。これからのように改革していけば良いのかをぜひ相談してみてください。

問参考資料

経済産業省

<https://mirasapo-plus.go.jp/hint/17457/>

国税庁 インボイス制度に関するQ&A

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm

筆者紹介

さくら中央税理士法人 代表税理士 安田信彦
（東京税理士会日本橋支部所属）

毎月開催している事務所見学会では全国から参加する
税理士・経営者に対して業務効率化のノウハウを提供しています。

<https://www.yzd21.com> ☎03-3667-1016





夏限定!ぶぐ刺と鯛めしのコース

元 淳

にほんばしうまいものめぐり
元佐渡ヶ嶽部屋力士の店主が作るちゃんこ鍋とぶぐ料理のお店

～元力士のご主人による【ぶぐ・ちゃんこ鍋】のお店です～
夏限定メニューも大好評！新鮮なおさしみ、季節の料理
日替りのおすすめを多数ご用意しております！

店内の居心地の良さはもちろん、気さくな
店主夫妻の丁寧なもてなしに、心から落ち
着いてお食事を楽しめます。

『日本人に生まれてよかった、、』『旨いものは旨い』誰もが口にする、この言葉、、元
淳の料理、、「おいしいぶぐをしっかりと食べ
たい」そんな時は是非お越しください！
安心価格で極上の味。きっと満足いただけ
ます！



元淳(もとじゅん)

東京都中央区日本橋人形町2-12-11

水天宮M.Yビル 1F

Tel 03-3667-1147

定休日 日曜日

ディナー 17:00～22:00(L.O.21:00)

※16:00～のご予約もご相談ください。

Z世代の価値観と若手採用で大切なこと

株式会社ジェイック 取締役 古庄 拓

コロナ禍の終わりとともに企業の採用熱は急激に高まり、新卒・中途共に「売り手市場」が加速している。中小企業が若手採用を成功させるためには、採用対象である「今どきの若者」の価値観を知る必要がある。「Z世代」と呼ばれる新卒および若手の仕事に対する価値観を紹介する。価値観の傾向を知った上でコミュニケーションを取ることが大切だ。

■ キャリア安全性の重視と早期のキャリア形成志向

終身雇用の崩壊後に育ったZ世代は、会社に依存する働き方はリスクがあると考えている。労働環境はホワイトだが成長できない企業を示す「ゆるブラック」という言葉が定着した通り、自己成長や市場価値の向上を強く意識している。早期にキャリア形成したいという思いが強く、同時に成長できない会社は早く見切って転職した方がよいと考える傾向にある。

若手・第二新卒の採用に取り組むうえではキャリアの安全性、つまり「この会社で働くことで成長できる」「スキルや市場価値が身に付く」などの成長可能性を明確に伝えることが大切だ。優秀層ほどキャリア形成に強い意欲を持っており、どのような成長が実現するか、どのようなキャリアを築けるのかを具体的に示すことが重要だ。

■ タイムパフォーマンスとワークライフバランス

Z世代の若者は早期にキャリア形成したいと考える一方で、仕事中心の人生は過ごしたくないと考えている。物質的に充足した環境で育ったZ世代は、働き方改革の影響もあり、ワークライフバランスを大切にしたいと思っており、残業が多かったり、休日出勤を強いられたりする職場には強い抵抗感を示す。

Z世代の若者が好きな言葉に「タイパ(タイムパフォーマンス)」がある。投下する時間や労力に対して効率よく成果を得たいという願望が反映されたもので、仕事に対する価値観に通じるものがある。Z世代は、無我夢中に泥臭く働いてトップを目指したいのではなく、効率よくスマートに働いてほどほどの結果を得たいと考える傾向がある。

現実を分かっているかと思えるかもしれないが、若手・第二新卒の採用を成功させ、定着・活躍させる上では、こうした価値観を踏まえて「ワークライフバランスを実現できる」「市場で評価されるキャリア、または職に困らない能力が身に付く」と示すことが必要だ。

欲を持っており、どのような成長が実現するか、どのようなキャリアを築けるのかを具体的に示すことが重要だ。

■ ブラック企業への警戒心

最近「ブラック企業」という言葉を耳にすることは減ったが、Z世代にはブラック企業を選んでしまうことへの恐怖心が根強くある。最近、求人における「未経験者歓迎」「アットホームな職場」「頑張った分だけ成長できる」といった抽象的で聞こえの良い言葉は、ブラック企業が使う言葉として非常に警戒される。求人や会社説明会、面接では抽象的な言葉を安易に使うのではなく、実際の働き方や制度、事例をしっかりと伝えることがポイントになる。

見栄えが良い表面的な情報だけが発信されていることへの警戒心も強いので、X(旧ツイッター)などの無料かつ手軽に使えるSNSを活用して、社長や働く社員の顔が見える、手触り感のある情報発信をしていくことも、若手採用を成功させる上で効果的だ。



【筆者紹介】 古庄 拓(ふるしょう・たく)

1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社取締役。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

～日本橋税務署からのお知らせ～

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

New 所得税の定額減税

(令和6年分)

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告

(令和5年分)

消費税の確定申告

(インボイス制度含む)

(令和5年分)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

2024.03

都税の納税証明・評価証明等の申請には 電子申請をご活用ください！



■ 電子申請が可能な証明等

- 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- 23区内の土地・家屋名寄帳
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明

	東京共同電子申請・届出サービス	スマート申請
申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税義務者本人 ● 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ● 上記の代理人 	<p>【個人の方】納税義務者本人</p> <p>【法人の方】法人の代表者</p> <p>※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン ※Windows 以外の OS ではご利用になれません。 ・ 各種電子証明書 ※ICカードタイプはICカードリーダーが必要です。 ※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンと専用アプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。 ※パソコン又はタブレット端末から申請する方もアプリの取得が必要です。 ・ マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号(マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号)が必要です。 ※法人の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応ATMから納付してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード ※対応ブランドはVISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Clubです。

申請可能な証明等の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



共同申請



スマート申請



中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

— 中央区税務課からのお知らせ —

個人住民税額（特別区民税・都民税）の試算がインターネットでできる

「個人住民税額シミュレーション」 サービスをご利用ください!!

◆サービス内容

ご自身のパソコンやスマートフォンでホームページにアクセスし、インターネット上に表示されたフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容、そのほかの所得・控除等を入力していただくと、個人住民税額を試算することができます。ふるさと寄附金額の目安を試算することも可能です。

※ふるさと寄附金による寄附金税額控除は、ふるさと寄附を行った年の収入、所得及び控除に基づいて控除額が計算され、その翌年度の個人住民税から控除される制度です。本シミュレーションでは、令和6年度または令和5年度の個人住民税額を試算し、その税額をもとに目安額を試算しますので、実際の計算結果とは異なる可能性があります。試算額はあくまで参考としてご利用ください。

◆アクセス方法

「中央区ホームページ」

(トップページ ⇒ 暮らし・手続き ⇒ 税金 ⇒ 住民税 ⇒ 税額の計算
⇒ 個人住民税額シミュレーション)

URL <https://www.city.chuo.lg.jp/a0009/kurashi/zeikin/juuminzei/zeigaku/simulation.html>

スマートフォンの方は、こちらの二次元コードからお入りください。



◆お問い合わせ先

中央区総務部税務課課税係 Tel 03-3546-5270

一緒に取り組んでみませんか？ 事業所でできる地球温暖化対策！



自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成制度

中央区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出を抑制するため、省エネ機器などの導入費を一部助成し普及を進めています。

助成制度の概要				
申請受付	令和6年4月1日から受付開始 ※予算が無くなり次第、受付を終了します。			
導入期限	令和7年3月15日まで ※完了報告書類の提出期限は令和7年3月31日まで			
助成対象者	区内に事業所を有する中小企業者、個人事業主など			
対象機器	・太陽光発電システム・蓄電システム・エネファーム・エアコンディショナー・LEDランプ・屋上屋根用高反射率塗料・窓用日射調整フィルム・窓用コーティング材・その他の省エネルギー機器			
助成額	一般助成	中央エコアクトの取組を実施している場合		
		ブロンズ	シルバー	ゴールド
	導入費用の20% (上限20万円)	導入費用の30% (上限30万円)	導入費用の40% (上限40万円)	導入費用の50% (上限50万円)
※太陽光発電システム、蓄電システムを除く。				
注意事項	機器等の設置工事を行う2週間程度前に申請してください。			

事業所用中央エコアクト(二酸化炭素排出抑制システム)

中央エコアクトとは、脱炭素社会の実現のため、省エネ活動などの二酸化炭素排出量削減につながる取組を実施した事業所が、取組内容に応じて様々な特典が受けられる制度です。

制度の概要	
参加方法	専用WEBサイトから参加申込
取組内容	・エネルギー使用量の記録 ・コミュニティサイクルの利用 ・再エネ100%電力への切り替え ・建物のZEB化 ・環境イベントへの参加 等
ランク制度	省エネ活動に取り組むことでポイントを獲得 ポイント獲得数に応じてランク分けされます ブロンズ >>> シルバー >>> ゴールド
特典	ランクに応じた特典をご用意 ・自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成制度・緑化助成制度の上乗せ ・商工業融資における優遇利率の適用 ・区発注工事案件入札時の評価点の加算 ・専用WEBサイトなどへの掲載 ・区ホームページ広告バナー1か月無料 等 ※ランクにより受けられる特典が異なります。

中央区ゼロカーボンシティロゴマークの使用について

区では、「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を令和3年3月に表明し、ロゴマークを作成しました。このロゴマークは脱炭素に係る普及啓発を目的とした事業や環境活動に使用することができます。区内における脱炭素に対する意識向上のために、積極的にご活用下さい！
※使用には事前の申請が必要です。



中央区HP(トップページ)>まちづくり・環境>環境温暖化対策をご覧ください。
【お問い合わせ】 中央区環境土木部環境課 TEL: 03-3546-5628



東京都中央区 温暖化対策

検索

助成金

中央エコアクト

ロゴマーク

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

<応募方法>

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①～③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「夏季号(第255号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3 6 6 3) 3 3 0 7

締切日

2024年 8月 31日

(当日消印有効)

発表

秋季号(第256号)当会報誌上

(2024年 9月末発行)

(問) 令和6年度税制改正に係る法律が、令和6年3月に成立し、令和6年4月1日から施行されました。法人税及び消費税に関する次の文章のうち、誤っているものはどれでしょうか。次の3つの中からお選びください。

- ① 令和6年4月1日以後開始する事業年度から、従業員の給料を増加させることで法人税の控除を受けられる賃上げ促進税制について、教育訓練費を増やす企業の上乗せ措置を緩和するとともに、中小企業については、法人税から控除しきれなかった金額について5年間の繰越控除ができることとなりました(注)。
(注)繰越控除する事業年度において全雇用者給与総額が対前年比より増加している必要があります。
- ② 交際費等から除外される飲食費について、従来1人5,000円以下とされていましたが、今回の改正によりこの金額基準が、8,000円まで引き上げられました。
- ③ 自動販売機など自動サービス機により行われる取引についてインボイス制度による消費税の仕入税額控除を適用するためには、一定の事項が記載された帳簿の保存が要件とされていますが、当該一定の事項のうち、「住所又は所在地」の記載は不要となりました。

春季号税金クイズ(254号掲載)の解答

春季号(第254号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③

給与所得者に係る定額減税(特別控除)については、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の額から特別控除の額に相当する金額を控除することにより行われます。定額減税制度の詳細につきましては、下の二次元バーコードから国税庁ホームページ内の定額減税特設サイト(随時最新情報に更新します。)をご覧ください。

また、給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なお質問やご相談を受け付けていますので、是非ご利用ください。

【給与支払者向け所得税定額減税コールセンター】

0570-02-4562

受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)

全国一律の料金でご利用いただけます。



国税庁HP

抽選結果発表

当会報春季号(254号)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。おめでとうございます。

安藤 千恵

大江 美里

柴崎 拓実

中野 裕司

福島 史子

遠藤 博

木島 敦子

高島 彩子

平井 涼香

横山 知治

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

夏季号(第255号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② ・ ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名 _____

氏名 _____

所在地 _____

所属部課 _____

法人会への
メッセージ

消費税期限内納付
推進運動

決算法人説明会のご案内・申込方法が変わりました。 ハガキでのご案内は廃止となります。

決算法人説明会

日本橋税務署・公益社団法人日本橋法人会 共催

決算をむかえる法人を対象に会社の決算要領をはじめ税務調査で指摘が多い事項を中心に法人税・源泉所得税・消費税・印紙税について説明します。

ご希望の方は、決算月にかかわらず、どなたでも出席できますが事前予約制となっていますので、下記要領によりお申込み下さい。（配布テキストは日本橋法人会HPよりダウンロードできます。）

《申込方法》

- ◆ 日本橋法人会HPから、もしくは下記申込書にご記入の上FAXで、参加希望日の3日前までにお申込みください。

※ 定員になり次第、締め切らせていただきます。

定員内のお申込みの方へは特にご連絡はいたしませんので、当日直接お越し下さい。

また、開催スケジュールは会場の都合等により変更となる場合がございますので、

お越しになる前に日本橋法人会HPで最新のスケジュールをご確認のうえご来場ください。

開催日	時間	会場	定員
2024年8月23日(金)	午後1:30~4:00	日本橋税務署 6階会議室(中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
9月17日(火)	午後1:30~4:00	東実健保会館 6階大ホール (中央区東日本橋 3-10-4)	120名
10月23日(水)	午後1:30~4:00	日本橋税務署 6階会議室(中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
11月19日(火)	午後1:30~4:00	日本橋税務署 6階会議室(中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
12月17日(火)	午後1:30~4:00	東実健保会館 6階大ホール (中央区東日本橋 3-10-4)	120名
2025年1月24日(金)	午後1:30~4:00	日本橋税務署 6階会議室(中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
2月3日(月)	午後1:30~4:00	東実健保会館 6階大ホール (中央区東日本橋 3-10-4)	120名
2月4日(火)	午前10:00~12:30	東実健保会館 6階大ホール (中央区東日本橋 3-10-4)	120名
2月4日(火)	午後1:30~4:00	東実健保会館 6階大ホール (中央区東日本橋 3-10-4)	120名

《申込書送付先》日本橋法人会 事務局 FAX 03-3663-3307 TEL 03-3667-1736

《問い合わせ先》日本橋税務署 法人1部門審理担当 TEL 03-3663-8451(代表)

決算法人説明会 参加申込票

いずれかに○を付けてください【日本橋法人会会員・一般】

参加希望日 _____

※締め切り日は各回参加希望日の3日前。

法人名 _____

住所 _____

連絡先 TEL _____ 参加者名 _____

ご記入いただいた個人情報は説明会整理以外には利用いたしません。

※ 当日、本状を受付にご提出ください。

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行事内容	会場	開始時刻
2024年 7月3・10・17・24日	法人税の体系を学ぶ講座(全4回)	法人会研修室	13:00～15:00
2024年 7月 4日(木)	7月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2024年 7月11日(木)	「スタートしたインボイス制度と電子帳簿保存法～その諸問題への対応と業務効率化について」 講師:税理士 安田信彦氏	法人会研修室	13:30～15:30
2024年 7月18日(木)	「スタートしたインボイス制度と電子帳簿保存法～その諸問題への対応と業務効率化について」 講師:税理士 安田信彦氏	法人会研修室	13:30～15:30
2024年 8月20日(火)	特別講演会「あなたの知らないネットの世界」 講師:一般社団法人日本刑事技術協会 森 雅人氏	東実健保会館	13:30～15:00
2024年 8月21・28日、9月4・11日	法人税申告実務Ⅰ講座(全4回)	法人会研修室	13:00～15:00
2024年 8月22日(木)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2024年 8月23日(金)	8月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2024年 8月27日(火)	税務研修・異業種交流会	TOYO(東洋)	17:00～19:30
2024年 9月 3日(火)～ 10月31日(木)	日商簿記検定3級講座(全16回)	法人会研修室	13:00～15:30
2024年 9月 5日(木)	特別講演会「介護で仕事を辞めない働き方」 講師:介護経営コンサルタント 岩見俊哉氏	東実健保会館	13:30～15:00
2024年 9月12日(木)	改正税法等説明会	東実健保会館	13:00～15:30
2024年 9月13日(金)	社員フォローアップセミナー	法人会研修室	13:00～17:00
2024年 9月17日(火)	9月決算法人説明会	東実健保会館	13:30～16:00
2024年 9月25日(水)	救命講習会	日本橋消防署6階	13:00～16:00
2024年 9月26日(木)	税務署幹部講演会・交流会	東実健保会館	16:00～18:30

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ご覧ください!!

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認ください

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索

■ 編集後記 ■

「にほんばしかわら版」夏季号(第255号)をお届けします。表紙は江戸百景「水道橋駿河台」です。画面いっぱい大胆に描かれた鯉のぼりの迫力に圧倒されます。広重晩年の大作、抜群の構図力が光る作品です。

巻頭に公益社団法人日本橋法人会第13回通常総会の模様を掲載しました。第二部では中央区の吉田副区長に「中央区(日本橋)のこれからの街づくり」についてご講演をいただきました。

今号の特集は「インボイスの変更の原因は電子帳簿保存法にあった!」です。昨年10月からスタートしたインボイス制度ですが、すでにインボイスのルールが色々変更されています。その理由は主に電子帳簿保存法の解釈が変更され、保存・検索要件が緩和されたことによるものです。特集では税理士の安田先生が身近な事例を交えながらわかりやすく解説していますので、ぜひ参考にしてください。当会ではインボイス制度及び電子帳簿保存法に関する研修会を今後も引き続き実施してまいります。

“にほんばしうまいものめぐり”は人形町の「元淳」さん。元力士のご主人による「ふぐちゃんこ鍋」が有名なお店ですが、まずは「夏の鯛めしコース」からお試してください。

税務署、都税事務所、中央区からのお知らせは大切な内容ですので、必ずお目通しをお願いします。多くの皆様の日本橋法人会へのご入会をお待ちしています。

広報委員長 飯田 永介

にほんばしかわら版

令和6年夏季号

第255号(通巻298号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介